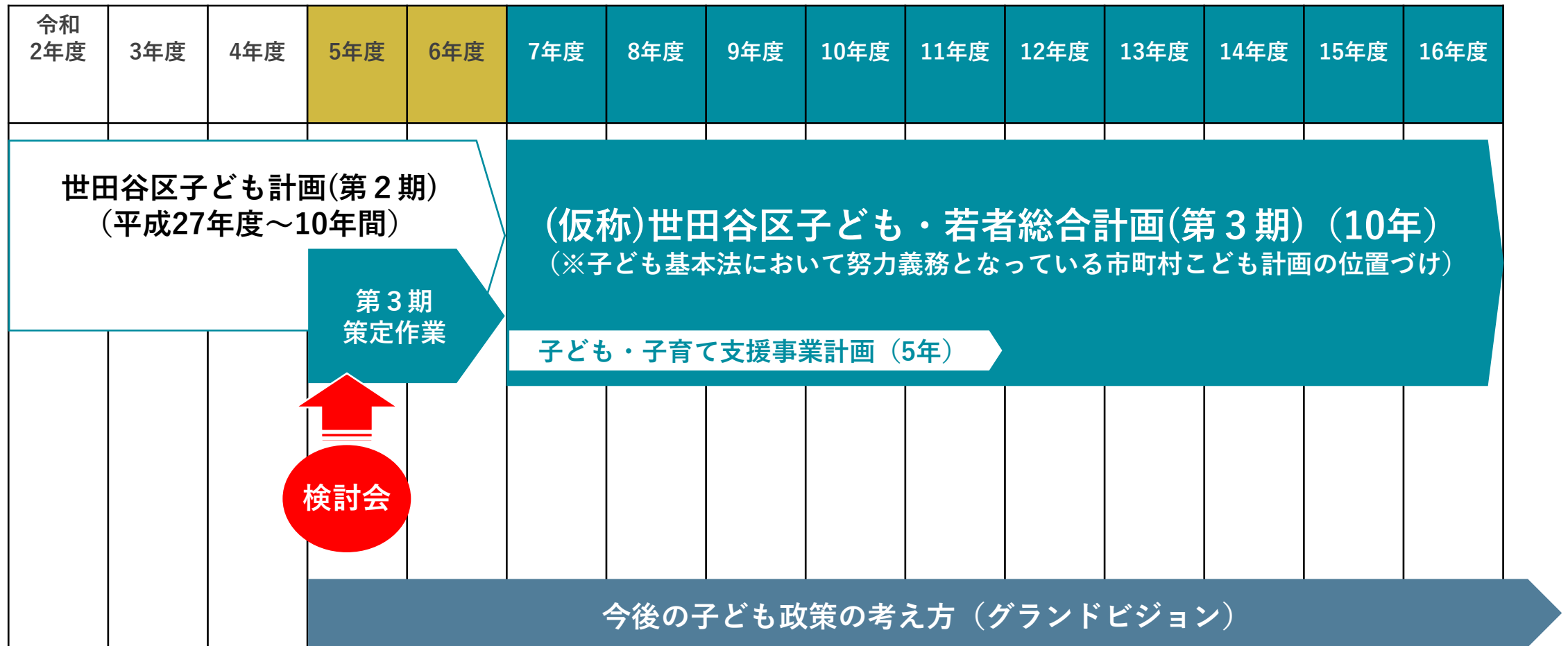


**児童館を中心とした  
子どもの権利の拠点づくり検討会  
(第1回)**

# ● 検討会の位置づけ

こども基本法において、区市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して自治体こども計画を作成することが努力義務となっており、大綱に盛り込まれるこどもの居場所づくりに関しても、こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められている。

区では現在、自治体こども計画の位置づけとして、（仮称）子ども・若者総合計画（第3期）の策定作業を開始しており、本検討会については、当該総合計画に子どもの居場所づくりに関して必要な内容を盛り込んでいくことを目的とする。



# 本検討会での議論にあたっての論点整理について（たたき台）

子どもの居場所の全体イメージ



子ども食堂



児童館



無料学習支援



青少年交流センター

身近な地区の

子どもの見守りネットワーク



民生委員・児童委員  
主任児童委員



新BOP



町会・自治会



子どもの権利の拠点へ

(子どもの権利が保障される居場所づくり)



学校



青少年地区委員



プレーパーク



地域活動団体



外遊び活動団体事業

【その他の子どもの居場所】

公園、図書館、空き地、路地裏、道ばた、友達の家、SNS、人との関わり  
ショッピングセンター、ファストフード店、塾、習い事、オンラインゲーム  
など

# ● 検討会スケジュール案

日程	回数	内容
令和5年10月27日(金)	第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検討会の設置</li><li>・ 子どもの居場所の検討に至るこれまでの経過報告</li><li>・ 子どもの居場所を取り巻く現状の課題共有・意見交換</li></ul>
10月～11月		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小中学生アンケート調査(インターネット調査)及び児童館等での対面によるインタビュー調査の実施</li></ul>
12月8日(金)	第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1回の検討会を踏まえた現状の課題整理・意見交換</li><li>・ 小中学生アンケート調査(インターネット調査)及び児童館等での対面によるインタビュー調査の結果報告</li></ul>
令和6年1月12日(金)	第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みの方向性(子どもの権利の拠点の共通理念や児童館の役割など)</li><li>・ 子どもの権利の拠点づくりに関する報告書骨子案イメージ共有</li></ul>
2月16日(金)	第4回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもの権利の拠点づくりに関する報告書(素案)確認</li></ul>
3月8日(金)	第5回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもの権利の拠点づくりに関する報告書(案)確認</li></ul>



(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)への反映

## 資料2

## 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 委員名簿

(順不同)

氏名	所属	備考
安部 芳絵	工学院大学 教授	
加藤 悦雄	大妻女子大学 教授	
高石 啓人	日本大学 助教	
清水 雅人	世田谷区立山野児童館 館長（新BOPを含む。）	
神林 俊一	世田谷区外遊び推進員	
尾崎 一美	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課調整係長（子ども食堂運営支援団体）	
三瓶 七重	NPO法人砦・多摩川あそび村（宿題クラブ運営）	
下村 一	世田谷区立希望丘青少年交流センター センター長	
増田 ひろみ	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
奥村 明日	世田谷区子ども・子育て会議 公募区民委員	

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会設置要綱

令和5年10月27日

5世児第412号

(目的及び設置)

第1条 全ての子どもが安全で安心して過ごすことができる居場所の充実に向け、子どもの権利が保障された拠点づくりについて検討するため、児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について所掌する。

- (1) 子どもの権利が保障された拠点づくりに関すること。
- (2) 子どもの権利が保障された拠点づくりに向けた児童館のあるべき姿等に関すること。
- (3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、放課後の子どもの居場所に関すること。

(検討会の構成)

第3条 検討会は、区長が委嘱又は任命をする別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年10月27日から令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会を総括する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、議事を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事等の公開)

第7条 検討会の議事録は公開する。ただし、検討会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

2 前項の議事録は、議事の概要を記載するものとし、当該議事録に係る検討会の次に開催される検討会において議事録の内容を確定するものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、子ども・若者部児童課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

委員
学識経験者3名
子ども・若者部児童課児童館長のうち区長が指定する者
外遊び運営関連団体1名
子ども食堂運営関連団体1名
無料学習支援運営団体1名
世田谷区立青少年交流センター1名
世田谷区民生委員児童委員協議会主任児童委員1名
子ども・子育て会議区民委員1名

子ども家庭庁 第11回子どもの居場所部会  
(令和5年10月20日開催) 資料より

こどもまんなか  
子ども家庭庁

第11回 こどもの居場所部会	
令和5年10月20日(金)	資料2

# こどもの居場所づくりに関する指針 (答申素案) 概要版

2023/10/19時点版



# こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

## 背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠

### 地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

### 複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

### 価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

## 理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

### こどもの居場所とは

- ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になりえる。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとりうるものである。
- ・その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こどもの主体性を大切にすることが求められる。
- ・居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

### こどもの居場所づくりとは

- ・居場所とは、こども本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が行うものであるため、両者には隔たりが生じうる。
- ・こうした隔たりを乗り越えるため、こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- ・目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

### 対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

### 対象となるこども・若者の年齢の範囲

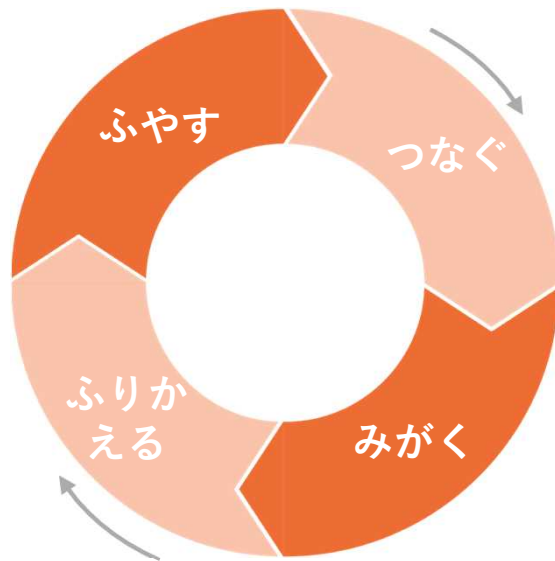
こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

## こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

### 各視点に共通する事項

- ① **こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所**
  - こどもの声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要
- ② **こどもの権利の擁護**
  - こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ **官民の連携・協働**
  - 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

### こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

#### ふやす

#### ～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

#### つなぐ

#### ～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、見つけ選びやすくなるようにする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

#### みかく

#### ～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、だれと過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

#### ふりかえる

#### ～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

## こどもの居場所づくりに関する者の責務、役割と推進体制等

### 責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する者の

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

#### 民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

#### 学校や企業の役割

**学校**は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

#### 地方自治体や国の役割

**市町村**は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

#### 国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進**する。
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

#### 地方自治体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される**。とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる**。

#### 施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップ**する。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所に関する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要**。
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目処に見直しを行う**。

### 推進体制等

放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性（令和5年3月）

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会が取りまとめた報告書で、放課後児童クラブや児童館の喫緊の課題や今後のあり方について、こども家庭庁において継続的な議論ができるよう、現段階でできる整理を行った。

**【今後の児童館のあり方（一部抜粋）】**

- こども基本法では国や地方公共団体に「こどもの意見を政策に反映することを求めている。児童館がこれまで積み上げてきたノウハウ（ファシリテーションスキルや取組等）を横展開していくことが可能であり、更に児童館はこの取組を深めていく必要がある。
- 公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供やボランティア等の人材養成、物資仲介等の面で積極的に支援することや、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待される。



# 東京都子ども基本条例（令和3年4月1日施行）

（こどもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

その悩み、東京都子ども基本条例で考えてみよう②

友だちと遊べる場所をもっとたくさん作って欲しい

こどもが過ごしやすい遊び場などを作るよ！

**第7条**

こどもの遊び場、居場所づくり

こどもが過ごしやすい遊び場や居場所を作ります。

みんなが友だちと集まって遊んだり学んだりして、かけがえのない時間を過ごせるようにします。

世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書（令和5年3月）

これまでの世田谷区子ども条例や権利擁護を含めた子ども施策を評価・検証するため、世田谷区子ども・子育て会議内に設置された「子どもの権利部会」において、評価・検証とともに、総論と5つの視点による今後の施策展開への提言としてまとめられた報告書。

**【5つの視点】**

- ①子どもの居場所
- ②子どもの参加と意見表明
- ③連携・協働（保護者、区民、事業者、学校、区）
- ④広報（普及・啓発）、人材育成
- ⑤評価・検証、推進体制

世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書（令和5年3月）

【5つの視点】

①子どもの居場所（主な提言内容）

- 子どもの権利の視点から、「居心地がよく自分らしくいられる場所」と「自分の意見を表明し、受け止めてもらえる場所」としての「居場所」をしっかりと定義し、社会的養護の対象や不適切な養育環境にいる子ども、障害のある子ども等も含めた「すべての子ども」の「居場所」の確保に取り組む必要がある。
- 「居場所」を運営する様々な主体や関わる人々に対して「子どもの権利」を周知して理解を促進していくとともに、ともに世田谷区の子どもに関わる仲間としてそれぞれの「居場所」が「繋がり」を持ち質の向上に努めていくべき。

## 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針（令和4年11月）

世田谷区内で実施される放課後児童健全育成事業において、子どもの権利保障と最善の利益を考慮した成育支援を推進するなど支援の質の向上に向け、区が目指す放課後児童健全育成事業の望ましい方針を示したものの。

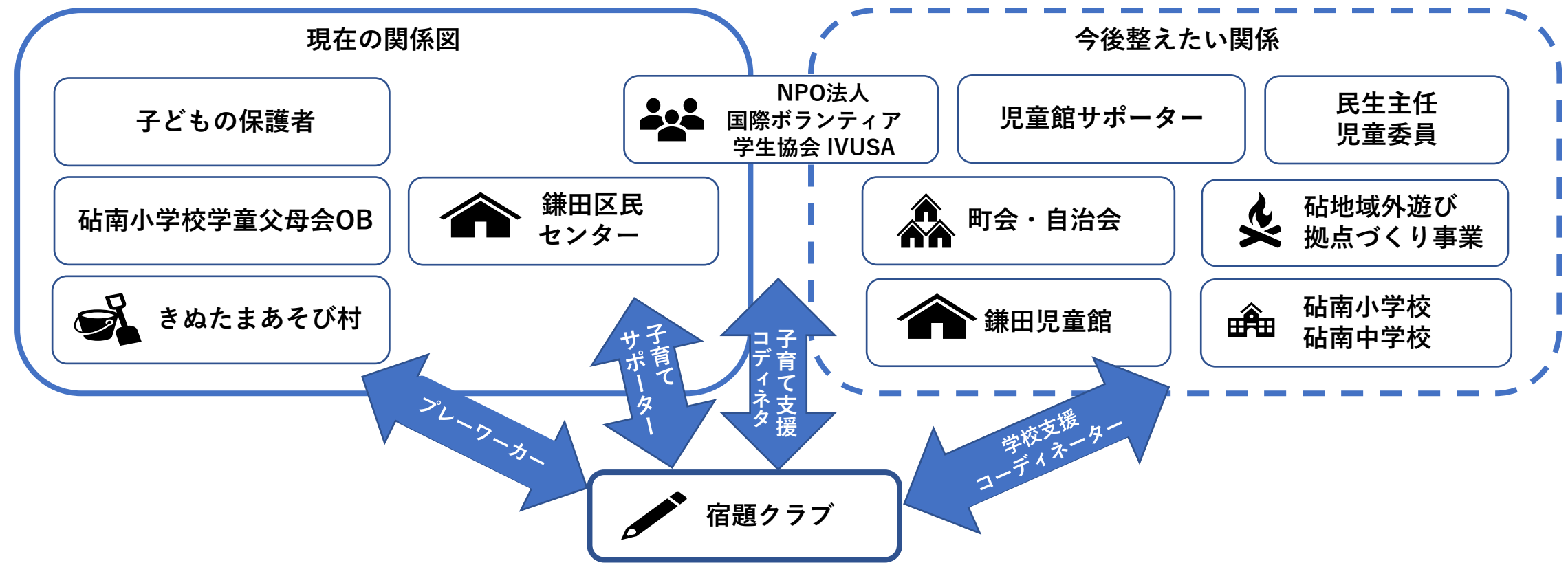
### 【7つの目標】

- ①子どもが楽しく過ごし、行きたいと思えるような居場所
- ②子どもが様々な遊びや学び、体験ができる居場所
- ③子どもが安心して自由に発言でき、子どもの参加と意見や意向が大切にされる居場所
- ④子どもが安全で安心して過ごせる居場所
- ⑤子どもが健やかに成長できる居場所
- ⑥多様な子どもがお互いを尊重し、合理的配慮のもと、ともに過ごせる居場所
- ⑦家庭における子育てをしっかりと支えられる居場所



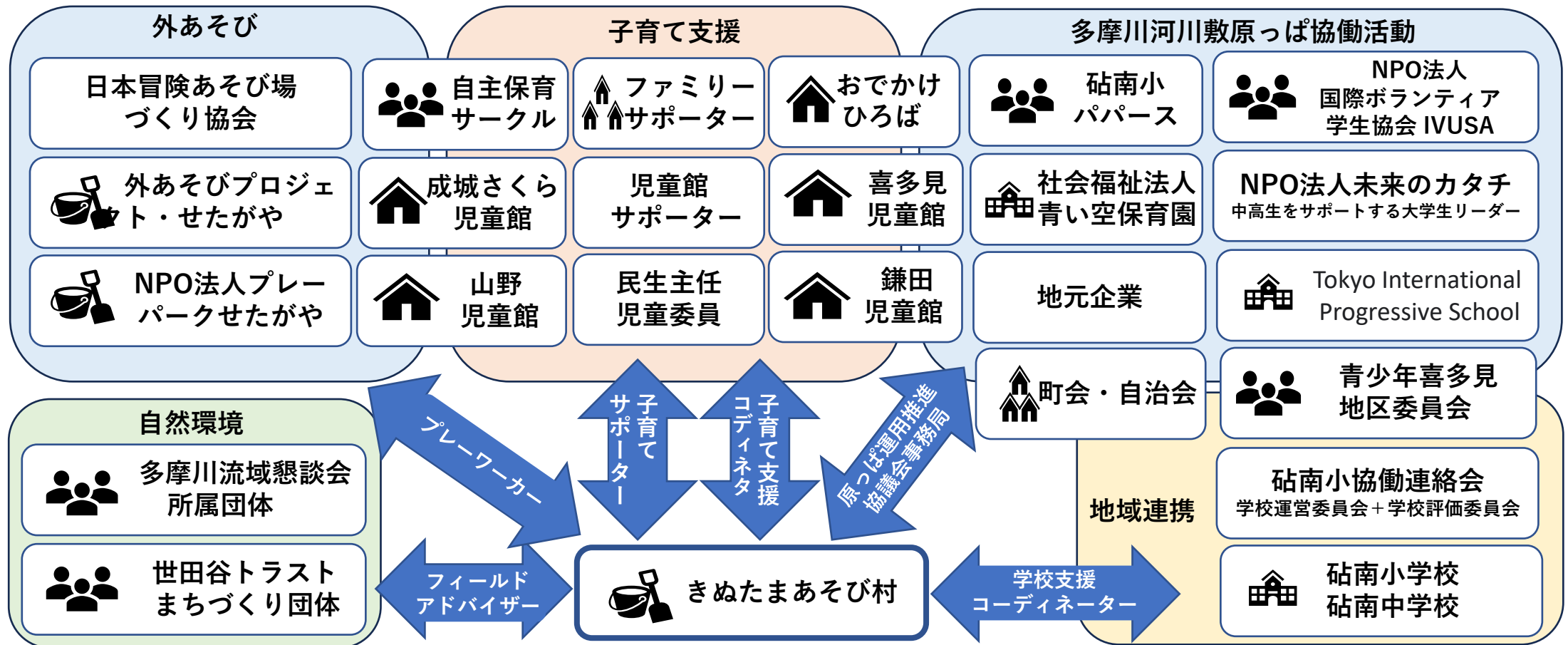
# 自団体から見た他の居場所との関係図及び児童館の位置づけ (宿題クラブ)

【◆児童館に期待すること：主任児童委員や青少年委員など地域のサポーターや見守りに取り組む人たちとの連携を進めていきたいため学校とつながりたいが、そのサポートをしてほしい。】



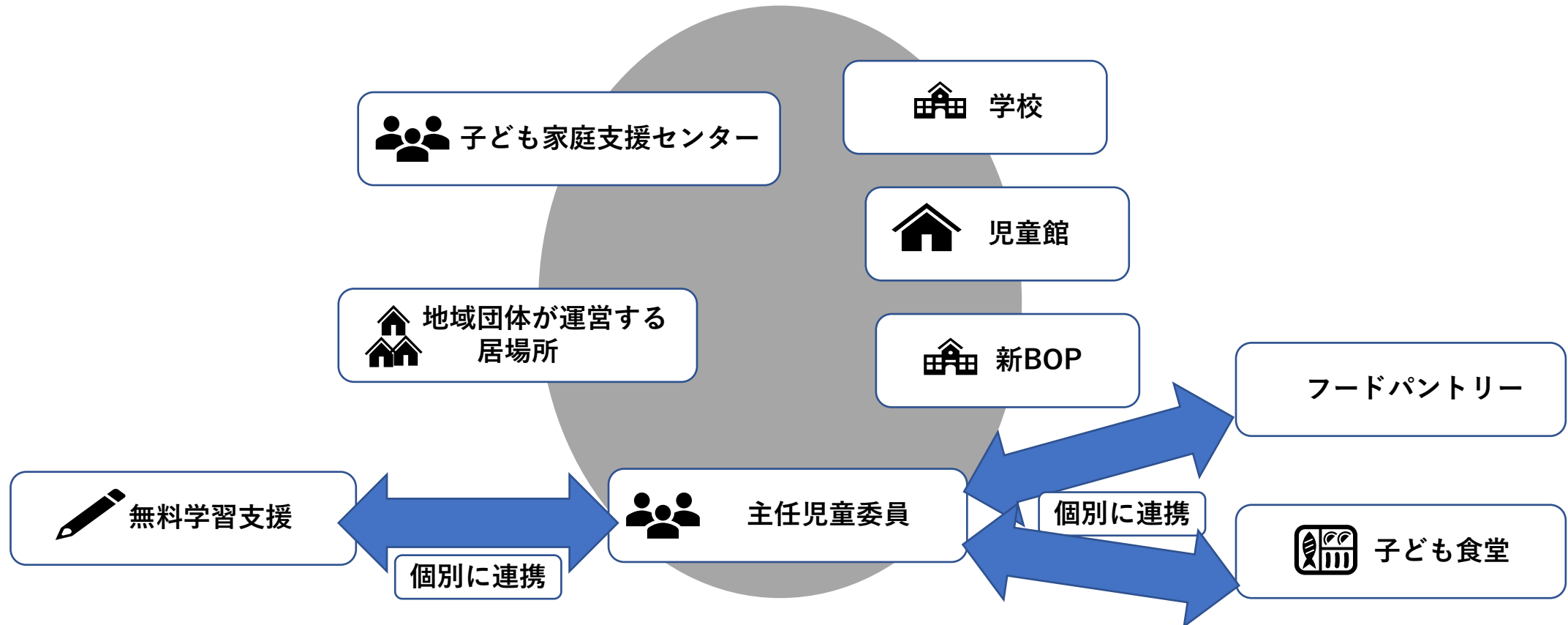
# 自団体から見た他の居場所との関係図及び児童館の位置づけ (きぬたまあそび村)

【◆児童館に期待すること：きぬたまあそび村が実施しているお祭りの活性化を図りたいため、児童館と一緒に実施したり、新たなつながりを広げるようなきっかけづくりを期待したい。】



# 自団体から見た他の居場所との関係図及び児童館の位置づけ (主任児童委員)

【◆児童館に期待すること：コロナ期に改選となった児童委員に関しては、特に児童館や学校との連携がうまく進んでいない状況が一部見受けられる。委員自ら児童館や学校に声をかけるのはハードルが高いため、児童館からは是非声をかけてほしい。また、気になる子どもの情報交換など少人数で立ち話ができる関係づくりについても期待している。】



# 自団体から見た他の居場所との関係図及び児童館の位置づけ (外遊び推進員)

## 【◆児童館に期待すること】

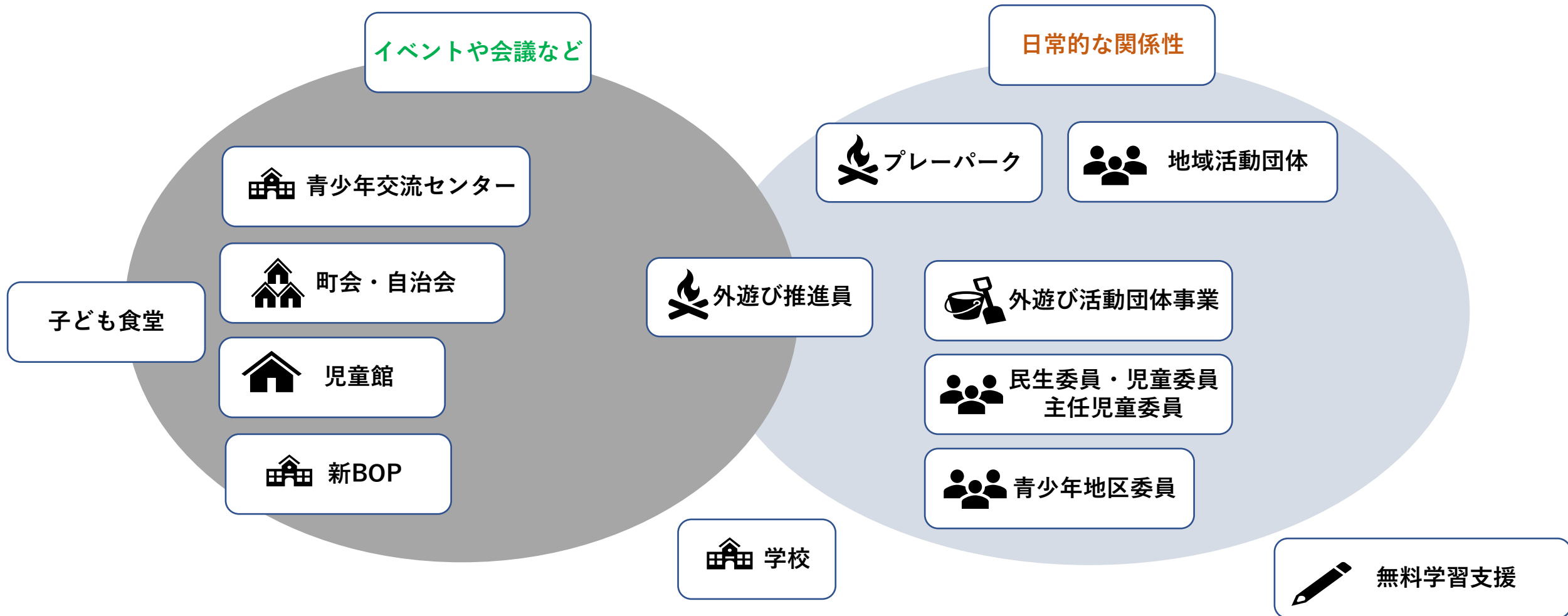
・中高生にとって、より居場所・遊び場の選択肢に児童館が入ることを目的とした普及啓発活動と、中高生がより利用しやすくなるためにも、現在利用していない、また利用しづらい子ども若者たちも含めた「居場所・遊び場」実態調査（学区・地域単位でのヒアリング・アンケート）を期待する。

・上の意見に重なるが、小学生のころから遊び続けていく常連の子どもが中学生になっても利用することはそれはそれで大切だが、小さい頃から利用していない所見の中高生にとっても居場所の選択肢に児童館がなるための方策を期待する。

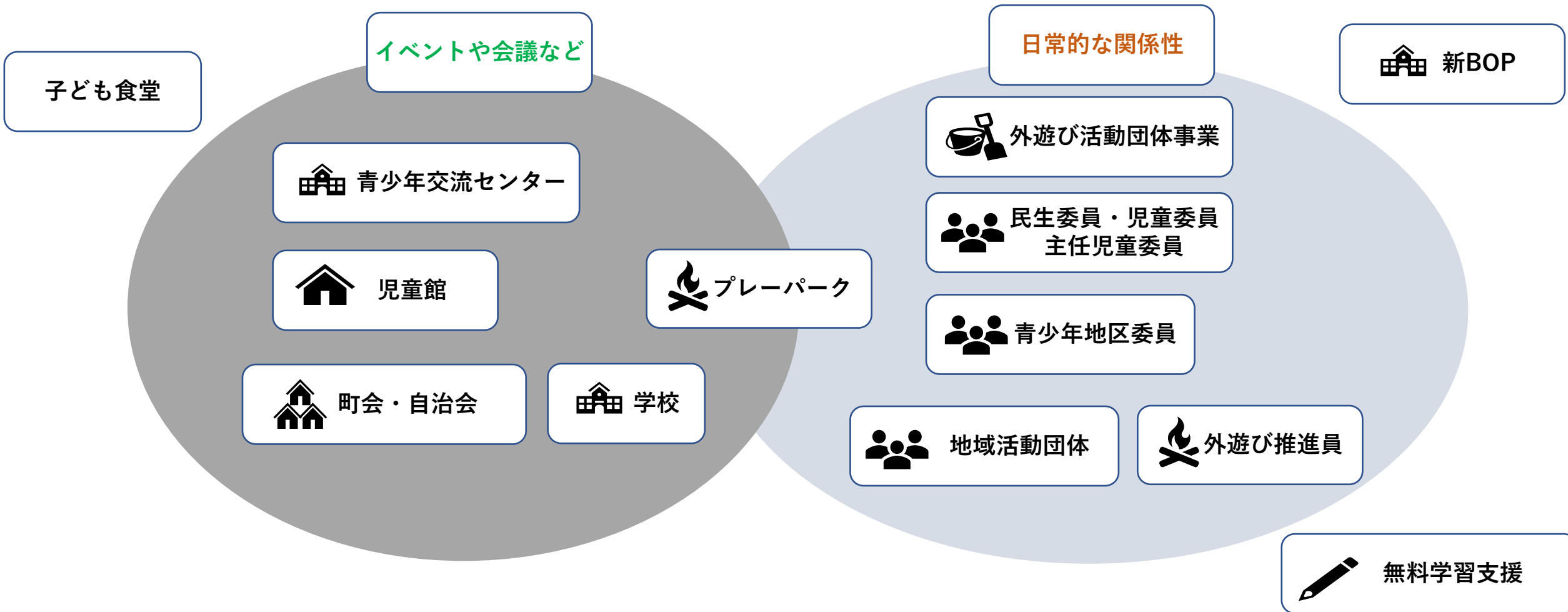
・乳幼児と小学生が遊び方や過ごし方によって部屋やスペースで分離をすればするほど混じり合うことがなくなり、共に過ごすのではなく分離が加速してしまう。また職員がその対応をすればするほど共に作り上げる場からサービスの関係性になってしまうため、既存のルールを子どもや若者（児童館利用をしている子ども以外にも地域の子どもも含む）、乳幼児の親や地域の方々などと日ごろから共に話し合い設定をしていく循環を日常的に意識して行う仕組みづくりを期待する。

・ネットワークの構築をするためには、年に1～2回の会議やイベントで関わるだけではネットワークにはなり得ない。顔と名前が分かりお互いが信頼して関われる日ごろからの関係性が自然とネットワーク（網目を繋ぐネットワーク）になっていく。その為には児童館の中だけではなく地域の側に出かけていくアウトリーチ的視点・業務を行っていく人員体制の整備や、ネットワークづくりを行っていくためにもより地域活動をする団体との情報交換や互いが関係性を深めていくための日々のやり取り、コミュニティワークの研修などを期待する。

# 外遊び推進員の関係図及び児童館の位置づけ



# プレーパークの関係図及び児童館の位置づけ





# 児童館の関係図及び児童館の位置づけ


子ども食堂

イベントや会議など

日常的な関係性


 青少年交流センター


 外遊び活動団体事業


 地域活動団体


 学校


 児童館

 民生委員・児童委員  
主任児童委員


 プレーパーク

 青少年地区委員

 新BOP

 町会・自治会

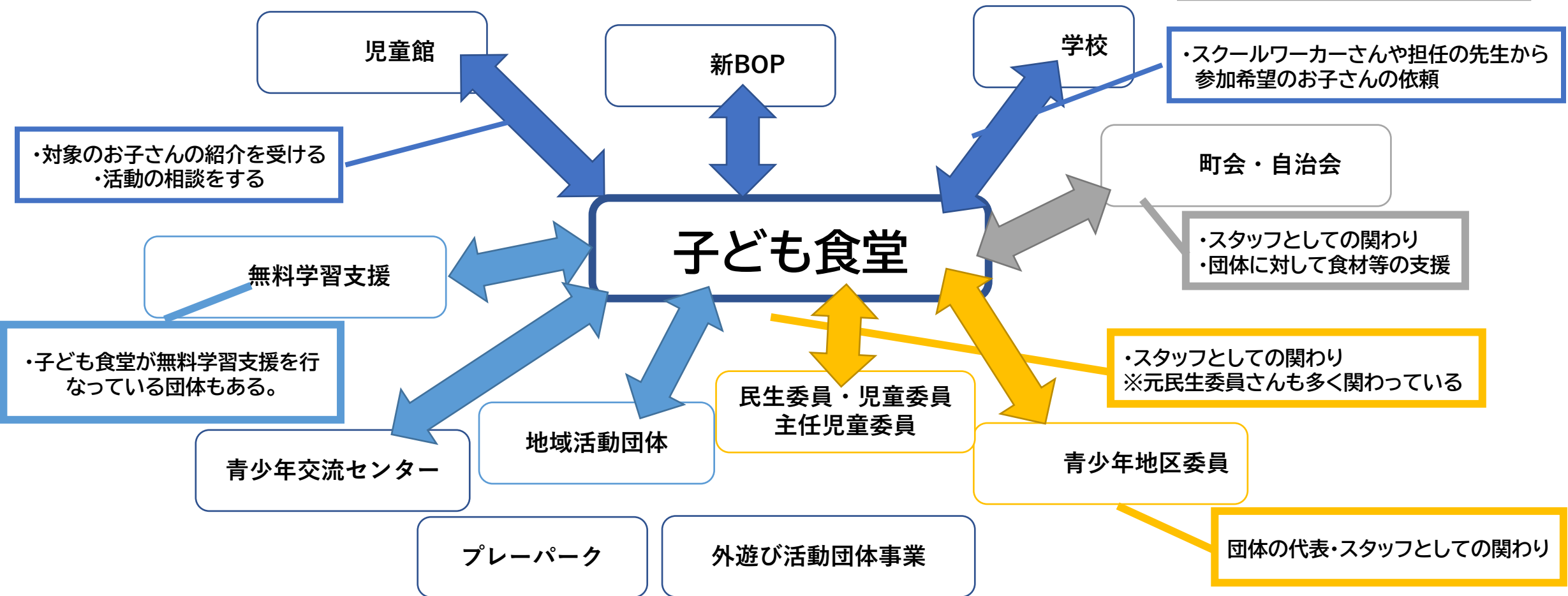
 外遊び推進員

 無料学習支援

# 自団体から見た他の居場所との関係図及び児童館の位置づけ (子ども食堂)

【◆児童館に期待すること】 各地区に1つ児童館があると良い。  
 近くの児童館には行きづらいお子さんのためにも児童館同士の横の連携をとってほしい。  
 子ども食堂の代表・スタッフの相談窓口の1つを担ってほしい。

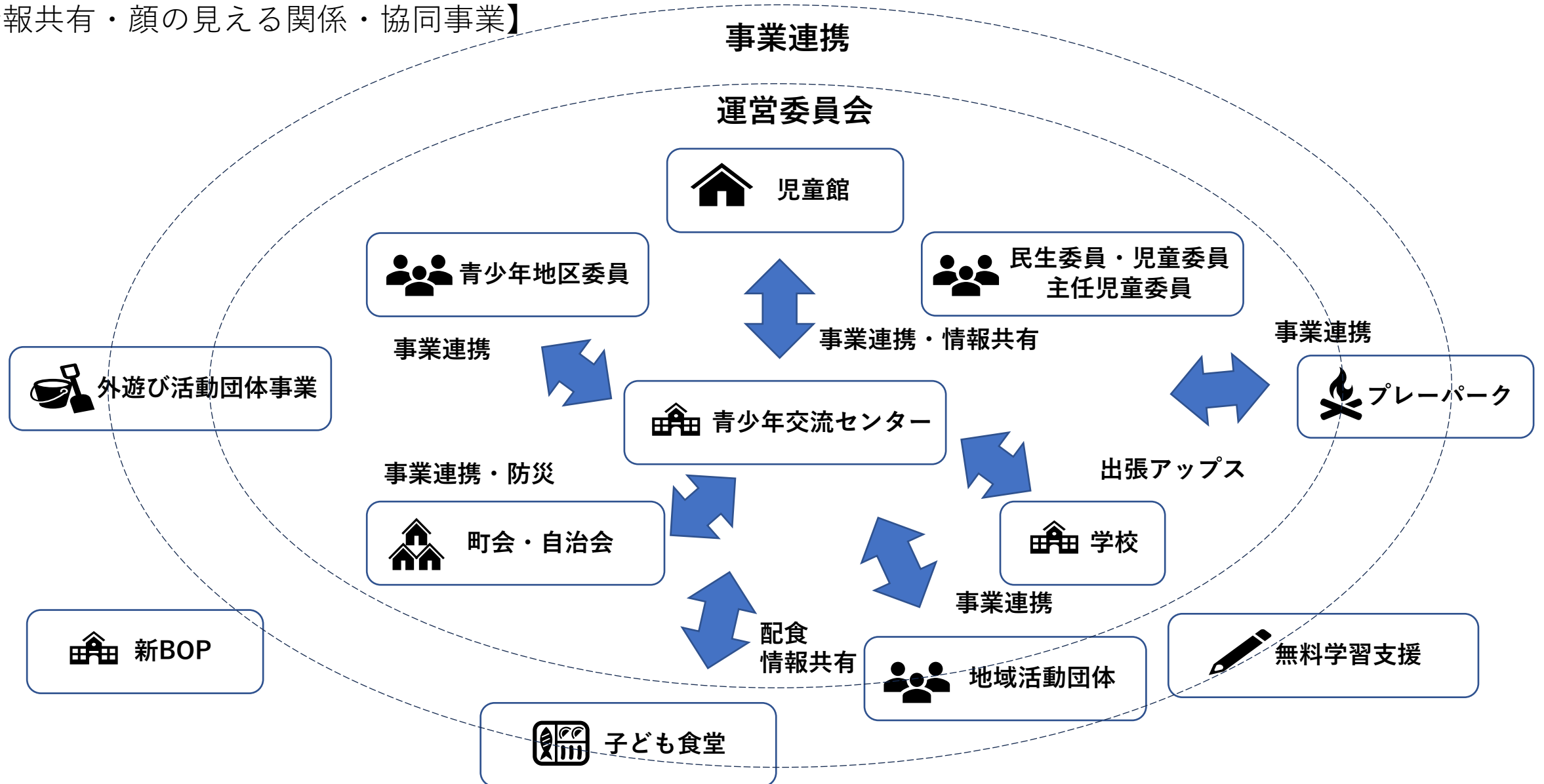
以前に児童館の職員さんに講演いただいたあとのアンケートに記載



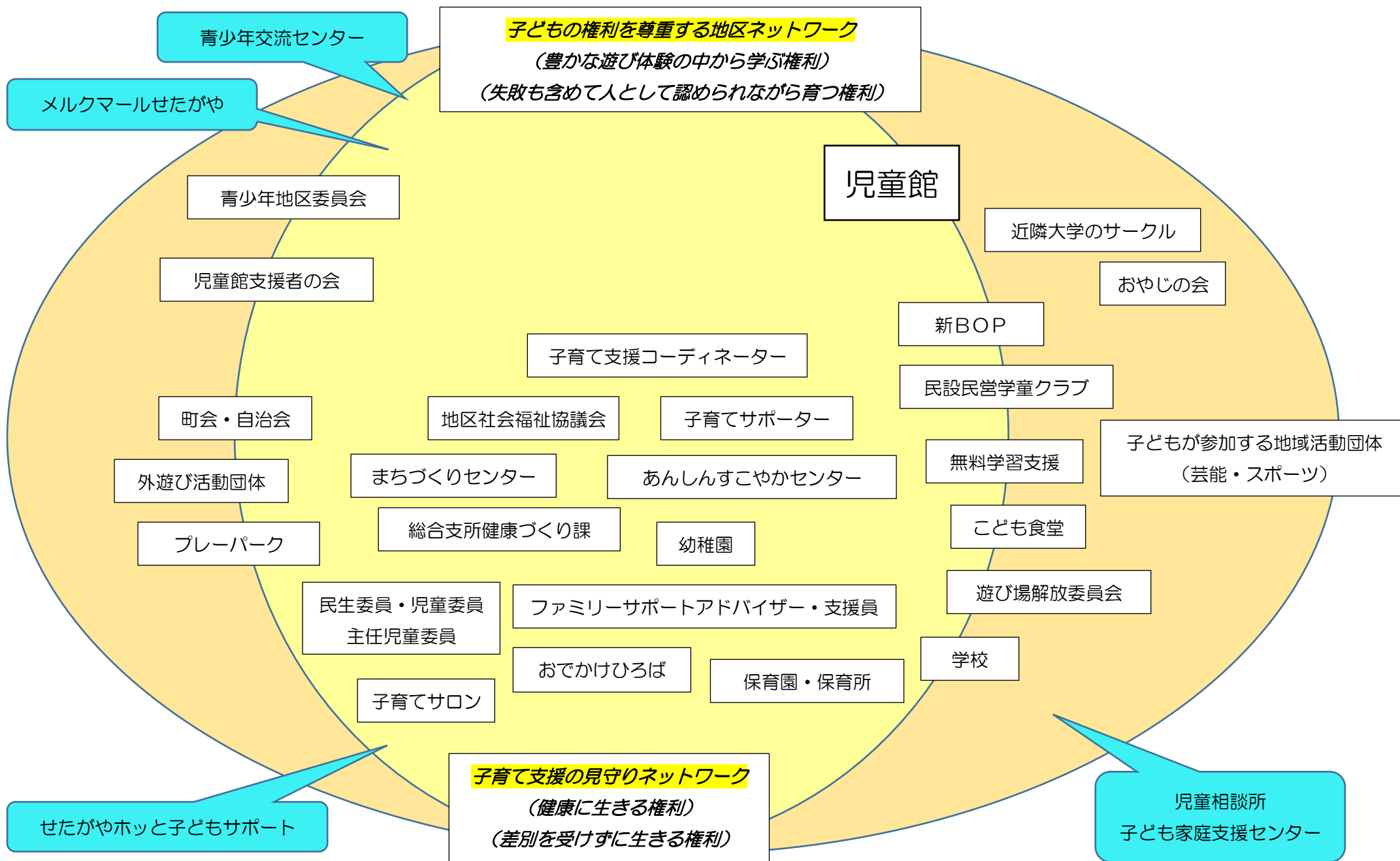


# 自団体から見た他の居場所との関係図及び児童館の位置づけ (青少年交流センター)

【◆児童館に期待すること：  
情報共有・顔の見える関係・協同事業】



【児童館】 子どもがすこやかに育つことができるまちを実現する「見守り」と「子どもの権利を尊重する」地区ネットワーク



# 子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査の実施について

	インターネットによる調査（量的調査）	インタビュー調査（質的調査）
調査対象	①小学生 区立小学校1～6年生の子ども3,000人 低学年：1学年100人×1～3年生×5校 計1,500人 高学年：1学年100人×1～3年生×5校 計1,500人 ②中学生 世田谷区に居住する12歳～14歳の子ども3,000人 （各年齢1,000人ずつ）	①小学生 児童館1箇所及びプレーパーク1箇所 （それぞれ5名程度） ②中学生及び高校生世代 児童館1箇所及び青少年交流センター1箇所 （それぞれ5名程度）
調査方法	調査依頼文のみ学校を通じて配布（中学生は郵送）し、インターネットによる回収	調査対象施設へ伺い、インタビュー形式で実施。スタッフはファシリテーター1名と事務局1名程度。
調査項目	①小中学生共通 <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後から夕方6時ぐらいまで過ごす場所（頻度）</li> <li>・安心できる、ほっとできる場所（どのような場所か）</li> <li>・児童館の利用頻度（利用しない理由）</li> </ul> ②小学生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新BOPの利用頻度（利用して楽しかったか）</li> </ul> ③中学生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年交流センターの利用頻度（利用しない理由）</li> </ul>	（全調査対象共通） ①子どものニーズを捉えた居場所について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここに居たいと感じる場所はどういったところか。</li> </ul> ②子ども自身が居場所を選択できる環境づくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな居場所に行ってみたいと思った時、どうすれば気軽に行くことができるか。 など</li> </ul>
調査時期	令和5年10月	令和5年10月～11月

しょうがくせい  
小学生 (低学年) アンケート (イメージ)

※一部抜粋

【はじめに】

このアンケートは、世田谷区からおねがいでいます。

- ・名前は聞きません。だれが答えたか、わからないようになっています。
- ・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立てます。
- ・20分くらいかかります。

アンケートに答えてくれる人は、下の「アンケートに答えます」をおして、はじめてください。

わからないところはとばしてもいいので、さいごまで答えてみよう！  
それではスタート！



ログインID  
パスワード

アンケートに答えます



【問10で1から6を選んだ人が回答】

問10-1 <sup>とい</sup> ホットでき、<sup>ほっ</sup> 安心して<sup>あんしん</sup> いられる<sup>かん</sup> ばしょ（「ここにいたい」と感じる<sup>かん</sup> ばしょ）はどのような  
ばしょですか。（いくつでもえらぶ）

1. しずかに<sup>べんきょう</sup> 勉強できる
2. <sup>とも</sup> 友だちやかぞくとたくさんおしゃべりができる
3. <sup>やきゅう</sup> 野球や<sup>サッカー</sup> サッカーなど<sup>うんどう</sup> 運動が<sup>おも</sup> 思いきりできる
4. ひとりでしずかにすごせる
5. <sup>しぜん</sup> 自然の中で<sup>なか</sup> <sup>おも</sup> 思いきり<sup>あそ</sup> 遊べる
6. その他 <sup>ほか</sup> [どのようなところですか： ]

問11 <sup>とい</sup> じどうかんをどのくらい<sup>りよう</sup> 利用していますか。（1つえらぶ）

1. <sup>りよう</sup> 利用したことがない
2. ほとんど<sup>りよう</sup> 利用しない
3. ときどき<sup>りよう</sup> 利用する
4. よく<sup>りよう</sup> 利用する

あとすこし！



【問 11 で 1、2 を選んだ人が回答】

問11-1 じどうかんりようを利用しない理由りゆうは何ですか。(いくつでもえらぶ)

1. 知らない子こが多いから
2. おもしろくないから
3. ほかにおもしろいところがあるから
4. 人がたくさんいて落ち着かないから
5. 行く時間じかんがないから
6. その他 [理由：]

問12 新BOPしんぼっぷ (区立小学校くりつしょうがっこうで行っているほうかごの遊び場あそびばのこと) を利用りようしたことがありますか。

(1つえらぶ)

1. はい
2. いいえ

あとすこし！  
おうえんしているよ！



【問 12 で 1 を選んだ人が回答】

問12-1 新BOPしんぼっぷでは、どんな気持ちきもちで過ごすことが多おほかったですか。(1つえらぶ)

そして、なぜその気持ちきもちになったのか理由りゆうをおしえてください。

1. とても楽しい  
[理由：]
2. まあ楽しい  
[理由：]
3. どちらでもない  
[理由：]
4. あまり楽しくない  
[理由：]
5. まったく楽しくない  
[理由：]

しょうがくせい こうがくねん  
小学生 (高学年) アンケート (イメージ)

※一部抜粋

【はじめに】

このアンケートは、世田谷区からおねがいでいます。

- ・名前は聞きません。だれが答えたか、わからないようになっています。
- ・答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立てます。
- ・20分くらいかかります。

アンケートに答えてくれる人は、下の「アンケートに答えます」をおして、はじめてください。

わからないところは飛ばしても  
いいので、最後まで答えてみよう！  
それではスタート！



ログイン I D

パスワード

アンケートにこたえます



ほうかご かた き  
放課後の過ごし方についてお聞きします

問12 あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の放課後(学校が終わってから夕方6時くらいまで)、どこで過ごしますか。1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。

(それぞれ1つずつ選ぶ)

ヨコに回答→	しゅう 週に5日 まいにち (毎日)	しゅう 週に 3~4日	しゅう 週に 1~2日	そこでは まったく すごさない
① ① 自分 <sup>じぶん</sup> の家 <sup>いえ</sup>	1	2	3	4
② ② 友達 <sup>ともだち</sup> の家 <sup>いえ</sup>	1	2	3	4
③ ③ 学校 <sup>がっこう</sup> の学童 <sup>がくどう</sup> クラブやBOP <sup>ボップ</sup> など	1	2	3	4
④ ④ 塾 <sup>じゅく</sup> や習 <sup>なら</sup> い事 <sup>ごと</sup> 、スポーツ <sup>スポーツ</sup> クラブの活 <sup>かつ</sup> 動 <sup>どう</sup> の場 <sup>ば</sup>	1	2	3	4
⑤ ⑤ 児童 <sup>じどうかん</sup> 館	1	2	3	4
⑥ ⑥ 公園 <sup>こうえん</sup> などの外 <sup>そと</sup>	1	2	3	4
⑦ ⑦ 池 <sup>いけ</sup> 之上 <sup>のうえ</sup> ・野毛 <sup>のげ</sup> ・希望 <sup>きぼう</sup> 丘 <sup>がおか</sup> (アッps) 青少 <sup>せいしょうねん</sup> 年交 <sup>こうりゅう</sup> 流 <sup>りゅう</sup> センター	1	2	3	4
⑧ ⑧ 図書 <sup>としょかん</sup> 館	1	2	3	4
⑨ ⑨ お店 <sup>みせ</sup> (ゲーム <sup>ゲーム</sup> センターやファースト <sup>ファースト</sup> フー <sup>フー</sup> ド店 <sup>てん</sup> など)	1	2	3	4
⑩ ⑩ その他 <sup>ほか</sup> [どこですか: ]	1	2	3	4

問13 あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の夜間（夕方6時から8時くらいまで）、どこで過ごしますか。1週間のうち、そこですぐすおおよその日数を教えてください。

(それぞれ1つずつ選ぶ)

ヨコに回答→	週に5日 (毎日)	週に3~4日	週に1~2日	そこではまったく 過ごさない
① 自分の家	1	2	3	4
② 友達の家	1	2	3	4
③ 塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	1	2	3	4
④ 児童館	1	2	3	4
⑤ 公園などの外	1	2	3	4
⑥ 池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	1	2	3	4
⑦ 図書館	1	2	3	4
⑧ お店(ゲームセンターやファーストフード店など)	1	2	3	4
⑨ その他 [どこですか: ]	1	2	3	4

問14 あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の放課後（学校が終わってから夕方6時くらいまで）、どこで過ごしたいですか。(いくつでも選ぶ)

① 自分の家
② 友達の家
③ 学校の学童クラブやBOPなど
④ 塾や習い事、スポーツクラブの活動の場
⑤ 児童館
⑥ 公園などの外
⑦ 池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター
⑧ 図書館
⑨ お店(ゲームセンターやファーストフード店など)
⑩ その他 [どこですか: ]

問15 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はありますか。

(いくつでも選ぶ)

1. 自分の部屋
2. 家族と一緒にくつろぐ部屋
3. 友達の家
4. おじいさん、おばあさんの家
5. 学校の教室
6. 学校の保健室
7. 学校の相談室
8. 学校の図書室
9. 学校の体育館・グラウンド
10. 学校の部屋
11. 児童館
12. 学校の学童クラブやBOPなど
13. 池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センター
14. プレーパークなど地域の人が開いている遊びの場所
15. 図書館
16. 公園
17. 塾や習い事（教室）、スポーツクラブ（スポーツ少年団）
18. ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
19. 無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所
20. 悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所（電話やオンラインを含む）
21. インターネット空間（SNS、Youtubeやオンラインゲームなど）
22. その他の場所〔具体的に： 〕
23. ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はない

【問15で1から22を選んだ人が回答】

問15-1 ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はどのような場所ですか。

(いくつでも選ぶ)

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままでいられる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる
8. いろいろな人と出会える、友達と一緒に過ごせる
9. スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる
10. その他〔具体的に： 〕

問16 児童館をどのくらい利用していますか。(1つ選ぶ)

1. 利用したことがない
2. ほとんど利用しない
3. ときどき利用する
4. よく利用する

あと少し！  
おうえんしているよ！



【問16で1、2を選んだ人が回答】

問16-1 児童館を利用しない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

1. 児童館を知らないから
2. 家から遠いから
3. おもしろくないから
4. 他におもしろいところがあるから
5. 入りづらいから
6. 知らない子が多いから
7. ゲームができないから
8. 職員と気が合わないから
9. ルールが多いから
10. 行きたいけど、時間や曜日が合わないから
11. 行く暇がないから
12. 同じ学校の子や近所の子がいるから
13. 低年齢の子どもが多いから
14. その他〔具体的に： 〕

問17 <sup>とい</sup>新BOP (区立小学校で行っている<sup>おこな</sup>放課後の<sup>ほうかご</sup>遊び場の<sup>あそ</sup>こと)を利用したことがありますか。  
(1つ<sup>えら</sup>選ぶ)

- 1. はい
- 2. いいえ

【問17で1を選んだ人が回答】

問17-1 <sup>とい</sup>新BOPでは、どんな<sup>しん</sup>気持ちで<sup>おお</sup>過ごすことが多かったですか。(1つ<sup>えら</sup>選ぶ)

そして、なぜその<sup>きも</sup>気持ちになったのか<sup>りゆう</sup>理由を<sup>こた</sup>答えてください。

- 1. とても<sup>たの</sup>楽しい  
[理由：]
- 2. まあ<sup>たの</sup>楽しい  
[理由：]
- 3. どちらでもない  
[理由：]
- 4. あまり<sup>たの</sup>楽しくない  
[理由：]
- 5. まったく<sup>たの</sup>楽しくない  
[理由：]

ちゅうがくせい  
中学生アンケート (イメージ)

※一部抜粋

【はじめに】

このアンケートは、世田谷区からおねがいでいます。

- ・ 名前は聞きません。誰が答えたか、わからないようになっています。
- ・ 答えてもらったことは、世田谷区のことをきめるために役立てます。
- ・ 30分くらいかかります。

アンケートに答えてくれる人は、下の「アンケートに答えます」を押して、始めてください。

わからないところは飛ばしても  
いいので、最後まで答えてみよう！  
それではスタート！



ログインID

パスワード

アンケートにこたえます

問10 あなたは、平日(学校に行く日)の放課後(夕方6時くらいまで)、どこで過ごしますか。

1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。(それぞれ1つずつ選ぶ)

ヨコに回答→	週に5日 (毎日)	週に 3~4日	週に 1~2日	そこでは まったく 過ごさない
① 自分の家	1	2	3	4
② 友達の家	1	2	3	4
③ 学校(部活動など)	1	2	3	4
④ 塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	1	2	3	4
⑤ 児童館	1	2	3	4
⑥ 公園などの外	1	2	3	4

⑦ 池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	1	2	3	4
⑧ 図書館	1	2	3	4
⑨ お店 (ゲームセンターやファストフード店など)	1	2	3	4
⑩ その他 [具体的に : ]	1	2	3	4

問11 あなたは、平日(学校に行く日)の夜間(夕方6時から8時くらいまで)、どこで過ごしますか。1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。

(それぞれ1つずつ選ぶ)

ヨコ <sup>かいとう</sup> に回答→	しゅう 週に5日 まいにち (毎日)	しゅう 週に 3~4日	しゅう 週に 1~2日	そこでは まったく す 過ごさない
① 自分の家	1	2	3	4
② 友達の家	1	2	3	4
③ 塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	1	2	3	4
④ 児童館	1	2	3	4
⑤ 公園などの外	1	2	3	4
⑥ 池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	1	2	3	4
⑦ 図書館	1	2	3	4
⑧ お店 (ゲームセンターやファストフード店など)	1	2	3	4
⑨ その他 [具体的に : ]	1	2	3	4

問12 あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）、どこで過ごしたいですか。（いくつでも選ぶ）

1. 自分じぶんの家いえ
2. 友達ともだちの家いえ
3. 学校がっこう（部活動ぶかつどうなど）
4. 塾じゅくや習ならい事ごと、スポーツクラブの活動かつどうの場ば
5. 児童館じどうかん
6. 公園こうえんなどの外そと
7. 池之上いけのうえ・野毛のげ・希望丘きぼうがおか（アップス）青少年交流せいしょうねんこうりゅうセンター
8. 図書館としょかん
9. お店みせ（ゲームセンターゲームセンターやファストフード店ファストフード店など）
10. その他ほか〔どこですか： ]



問13 あなたには、ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はありますか。（いくつでも選ぶ）

1. 自分の部屋
2. 家族と一緒にくつろぐ部屋
3. 友達の家
4. おじいさん、おばあさんの家
5. 学校の教室
6. 学校の保健室
7. 学校の相談室
8. 学校の図書室
9. 学校の体育館・グラウンド
10. 学校の部屋
11. 児童館
12. 池之上・野毛・希望丘（アップス）青少年交流センター
13. プレーパークなど地域の人が開いている遊びの場所
14. 図書館
15. 公園
16. 塾や習い事（教室）、スポーツクラブ（スポーツ少年団）
17. ゲームセンターやファストフード店などのお店
18. 無料で勉強を見られる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所
19. 悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所（電話やオンラインを含む）
20. インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）
21. その他の場所〔具体的に： 〕
22. ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はない

【問 13 で 1 から 21 を選んだ人が回答】

問13-1 ホットでき、安心していらられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はどのような場所ですか。（いくつでも選ぶ）

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる
3. ありのままでいられる、自分を否定されない
4. 好きなことをして自由に過ごせる
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる
7. 悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる
8. いろいろな人と出会える、友人と一緒に過ごせる
9. スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる
10. その他〔具体的に： 〕

問14 児童館をどのくらい利用していますか。（1つ選ぶ）

1. 利用したことがない
2. ほとんど利用しない
3. ときどき利用する
4. よく利用する

つか  
疲れたから、ちょっと休けいして  
またやろうかな



【問14で児童館を「1. 利用したことがない」か「2. ほとんど利用しない」を選んだ人が回答】

問14-1 児童館を利用しない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

1. 児童館を知らないから
2. 家から遠いから
3. 楽しくないから
4. 他に楽しい場所があるから
5. 入りづらいから
6. 初対面の人がいるから
7. ゲームができないから
8. 職員と気が合わないから
9. ルールが多いから
10. 行きたいけど、時間や曜日が合わないから
11. 行く暇がないから
12. 学校の同級生や近所の子がいるから
13. 低年齢の子どもが多いから
14. 施設に魅力を感じないから
15. 一緒に行く友達がいらないから
16. 小学生が多いから
17. 中学生向けのプログラムがないから
18. 中学生向けの設備がないから
19. 違う学校の人がいるから
20. その他〔具体的に： \_\_\_\_\_ 〕

